

「福井新々元気宣言」推進に関する施策

「福井県民の将来ビジョン」に基づき、「福井新々元気宣言」の「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」に掲げられた政策等を実現するため、県民の理解と参加を得ながら、責任を持って職務を遂行し、次に掲げる施策・事業について重点的に実施します。

平成 23 年 7 月

会 計 管 理 者 江 川 権 一

I 23 年度の基本方針

適正な会計事務の執行の確保に努めます。

福井県財務規則および関係法令に基づき、全庁的な会計事務の適正な執行の確保に努めます。

良質な工事の確保に努めます。

厳正な工事検査により、福井県が発注する建設工事の品質確保に努めます。

Ⅱ 23年度の施策

◇ 会計事務処理の適正な執行

購入物品の現物確認や予算の執行状況を把握するため、各所属長が会計事務自己点検を行い、その点検状況を会計管理者が所属長へのヒアリングにより確認します。

また、会計事務職員研修では、「公務員倫理の徹底」や「不適正な会計処理となり得る要因」を説明するとともに、全所属を対象に支払計画の確認や支払に際しての事前指導、購入した物品の業者帳簿等との確認などを行い、適正な会計事務処理の徹底を図ります。

さらに、補助金交付団体についても、補助金交付事務マニュアルに基づく適正な会計事務処理について指導を強化します。

◇ 工事施行適正化検査の実施

施工計画書どおりに工事が実施されているかを工事工程の早い段階で予告なしに検査し、施工管理、品質管理、安全管理等の徹底を指導します。また、地域住民や周辺環境への影響ができるだけでないよう指導します。